特約事項

- 入居日より2年未満では原則本契約を解約できません。ただし1年未満の中途解約の場合は賃料の1ヶ月分の違約金を支払うことで解約できます。
- 毎月の賃料等の支払いは原則、保証会社による口座振替が必須となります、引落手数料は借主負担になります。
- 家賃等を滞納した際は保証会社から督促があり、延滞損害金等が発生します。
- 賃貸借契約を継続される場合は必ず保証委託契約を継続してご契約いただきます。保証会社の更新料が毎年1万円必要です。
- 契約期間終了時、2年毎に更新となり、更新事務手数料として￥15,000円（税別）が必要です。
- ペットの飼育・持込・一時預かりは一切できません。
- 原則入居者１人当たり自転車１台のみ駐輪可、原動機付自転車や自動二輪車は駐輪できません。
- タバコを吸われた場合、クロスの清掃代、張り替え代、消臭代を請求いたします。
- 借主が目的物件の内覧をせず申込又は契約を締結した後、現状が想像と相違があっても一切の異議申し立てを行わず、現状有姿での引渡しを承諾の上で申込を行い、貸主および管理会社はその一切の責任を負いません。
- 周辺から飛来する鳩等の鳥類・虫類の苦情には対応いたしません。鳩等が来ないようにベランダに巣の材料になる物や餌になるような物は置かないでください。
- 水道代は2ヶ月に1度（株）七隈不動産が検針し請求いたします。（株）七隈不動産にお支払いください。原則家賃と合わせて自動引落をいたします。その際、料金の1%（税別）の引落料がかかります。
- 本物件においては、301号室の室内にて、2025年7月に自然死が発生し特殊清掃が発生した事実がある。借主は、本契約の締結に先立ち、貸主（および仲介業者）から上記心理的瑕疵について説明を受け、これを十分に理解・承諾した上で本契約を締結するものとする。
- 　借主は、前項の事実を容認して本物件を借り受けるものであり、当該事由を理由として、本契約の解除、賃料の減額請求、および公序良俗違反等による契約の無効、ないし損害賠償の請求を一切行わないことを合意した。
- 　借主は、本物件に関する心理的瑕疵の内容について、正当な理由なく第三者に口外したり、インターネット上の掲示板やSNS等へ投稿したりしてはならない。

特約事項について説明を受けました。

年　　月　　日

申込者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿